本巣市防災情報システム導入業務

公募型プロポーザル実施要領

**１．目的**

　この要領は、本巣市防災情報システム導入業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

**２．業務概要**

（１）業務名　　　　本巣市防災情報システム導入業務

　（２）業務内容　　　別紙仕様書のとおり

　（３）履行期間　　　契約締結日から令和３年３月３１日まで

　　　　　　　　　　　（翌年度からの保守業務は別途令和８年３月３１日までを予定）

　（４）委託料上限額　18,548,200円（消費税及び地方消費税を含む）

　　　　　この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのもので

あることに留意すること。

**３．参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

（１）本公告日において、本巣市契約規則（平成16年本巣市規則第42号）第21条第2項に基づいて調製した本巣市競争入札参加資格者名簿の物品・役務等に登録されていること。ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて、本巣市（物品・役務等）入札参加資格審査申請書を提出し資格を有すると認められる者は参加できるものとする。

（２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法(平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（４）本公告日から契約締結までの間において、本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年本巣市訓令甲第19号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）本巣市暴力団排除条例（平成24年本巣市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。

（７）情報セキュリティの徹底を図る観点から、プライバシーマークの認定を受けている、又は、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得していること。

（８）過去５年以内に、東海地方において（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）、同等の防災情報システムの導入業務を２件以上受託し、契約を履行完了した実績があること。

**４．プロポーザルスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間または期日 |
| 公告 | 令和２年１１月６日 |
| 質疑受付期間 | 令和２年１１月６日～１１月１２日 |
| 質疑回答期限 | 令和２年１１月１６日 |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和２年１１月１８日 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和２年１１月２０日までに |
| 企画提案書等提出期限 | 令和２年１１月３０日 |
| プレゼンテ－ション及びヒアリング | 令和２年１２月　４日（予定） |
| 審査結果通知 | 令和２年１２月　８日（予定） |
| 契約 | 令和２年１２月２５日（予定） |

**５．質疑の受付、回答**

本プロポーザルに関する質疑の受付は下記のとおりとする。

なお、質疑は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項、並びに本業務に関する事項とし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

（１）提出期限　令和２年１１月１２日（木）　１７時まで（必着）

（２）提出方法　質疑書（様式５）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

また、提出後は速やかに事務局へ電話にて到着確認を行うこと。

　提出先メールアドレス　　soumu@city.motosu.lg.jp

　到着確認電話番号　　　　0581-34-5020（総務部　総務課　　直通）

（３）回答方法　令和２年１１月１６日（月）までに、本市ホームページへ掲載する。なお、回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。

**６．参加表明にかかる必要書類**

本プロポーザルへ参加を希望する者(以下、｢参加希望者｣という)は、下記により参加表明書等を提出すること。

（１）提出期限

令和２年１１月１８日(水)　１７時　必着　(郵送の場合は期限内必着とする)

（２）提出方法

事務局へ持参又は郵便(書留郵便)

(事務局での受付は、土・日曜および祝日をのぞく午前9時から17時まで)

（３）提出書類

様式等は、本巣市公式ホームぺージからダウンロードすること。

　　　　　https://www.city.motosu.lg.jp/

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 部数 |
| ①参加表明書 | 様式１ | 原本１部、写し１部  片面印刷  ダブルクリップ留め |
| ②会社概要 | 様式２ |
| ③業務実績調書 | 様式３ |
| ④委任状（必要な場合） | 様式４ |

（４）提出書類の記載に関する留意事項

　　　市指定の様式を使用し、文字サイズは１０．５pt以上とする。

①様式１

　　　　　必要事項を記載し、代表者印（委任状を添付した場合は委任状の受任者の印）

　　　　を押印すること。

　　　②様式２

　　　　　必要事項を記載すること。

　　　④様式３

　　　　　新しい年度の実績から抽出し、最大５件まで記載のこと。

　　　　　３．（８）の業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し）等を添付のこと。

　　　④様式４

　　　　　委任状が必要な場合に提出すること。

**７．参加資格の審査及び結果通知**

提出された参加表明書等を基に参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を文書にて令和２年１１月２０日（金）までに通知する。

参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できない。

**８．企画提案書の提出**

参加者は次のとおり企画提案書を提出すること。

（１）提出期限

　令和２年１１月３０日(金)　１７時　必着　(郵送の場合は期限内必着とする)

（２）提出方法

事務局へ持参又は郵便(書留郵便)

(事務局での受付は、土・日曜および祝日をのぞく午前9時から17時まで)

（３）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 提出部数、他 |
| 1. 企画提案書表紙 | 様式６ | 原本１部 |
| 1. 提案書 | 任意様式 | 原本１部　副本8部 |
| 1. 見積書 | 様式７ | 原本１部 |

様式原本以外には、提出者を特定できる表現（会社名、社員名等）は記載しないこと。

（４）提出書類記載留意事項

文字サイズは原則として１０．５pt以上とする。

図、絵、写真等の使用は可とする。

①様式６

必要事項を記載し、代表者印（委任状を添付した場合は委任状の受任者の印）

を押印すること。

　　　 ②企画提案書

　　　　　 様式は任意で、A４サイズ（図面等を除く）の５０ページ以内。

　　　　　 ※（別紙）企画提案書記載事項および評価基準を参照。

②様式７

　　見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、消費税及び地方消費税相当額を加えた額が、本要領**２**（４）に記載する委託料上限額を超えてはならない。

　　次年度からの保守業務を想定し、５年分（年ごと）の見積書を提出すること（任意様式）。

**９．プレゼンテーション及びヒアリングの実施**

企画提案書提出後に参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施し、提案の実現能力、取組姿勢及び提案内容を評価する。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

（１）開催日　　令和２年１２月４日(金)　（予定）詳細な時間は別途通知します。

（２）場所　　　別途通知します

（３）時間構成　発表時間：30分

(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

（４）留意事項

①　プレゼン等の順番は、企画提案書の到着順とする。

②　プレゼン等の出席者は４人以内（パソコン操作員含む）とする。

　　③　プレゼン等は非公開とし、出席する者は、会社名を特定できる表現や名札、服装

等の表示をしないようにすること。

　　④　説明は、出席者の中から選任し行うものとする。

　　⑤　プレゼンテーション資料は企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。

　　⑥　パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提

案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。プロジェクター及びスクリ

ーンは市が用意するが、パソコン及びその他の機器等必要なものについては各自で

準備すること。

**１０．企画提案審査・結果通知**

（１）審査は提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容、見積書を総合的に判断し、評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。なお、審査は「本巣市防災情報システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」にて行う。

（２）審査結果通知は全ての参加者に対して、文書で通知する。

（３）企画提案等における評価項目、配点、評価基準は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 配点 | 評価基準 |
| 業務実績評価 | ６０ | （別紙）企画提案書記載事項および評価基準のとおり |
| 企画提案書評価 | ６８０ |
| 価格評価 | ６０ |

　（４）参加者が１者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準を満たしていないと

　　　判断した場合は受託候補者として選定されない。

**１１．失格条件**

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

（１）提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。

（２）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

（３）提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

（４）許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

（５）この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

（６）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

**１２．契約について**

契約の締結は、選定された受託候補者と市との間で、提案書等に記載された項目　　に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

　　なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

　　受託候補者との協議が不調となった場合には、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

**１３ ．留意事項**

（１）本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。

（３）提出書類は返却しない。

（４）提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

（５）提出書類は参加表明者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。

（６）提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。

（７）提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。

（８）市は、企画提案者から提出された企画提案書等について本巣市情報公開条例(平成16年本巣市条例第8号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

（９）提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

（10）参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。

（11）本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。

（12）本プロポーザルの手続きについては、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び業務委託仕様書によるものとする。

（13）新型コロナウイルス感染症の状況によってはプレゼン等を、Web会議システム方式により実施する可能性もあるので留意すること。なお、その場合は令和２年１２月２日（水）までに詳細内容を踏まえ企画提案書提出者へ通知する。